

2019年度 大学院生による公募プログラムの募集について

大学院では、海外における国際学会での発表や研究調査など、大学院生の研究活動を奨励するため、大学院生自らが計画するプログラムを公募し、審査のうえ経費の一部を助成します。

【対象とするプログラム及び募集件数】

I 海外研究プログラム

1 趣旨・目的

大学院生の国際的な研究活動を奨励するとともに、将来、自立して研究活動を行なうために必要な研究調査能力はもとより、企画力や交渉能力などを育成することを目的とする。

2 内容

海外において、2019年4月～2020年2月に1～2週間程度の期間、国際学会における発表・参加や研究調査を行うプログラム

3 募集件数 20件程度

4 助成金の上限額 ￥400,000

5 助成対象経費

海外での国際学会発表・参加や研究調査等を行うための次の経費

(1) 渡航費：往復航空券（エコノミークラス）の代金

(2) 宿泊費：現地宿泊費の実費

ただし、13泊を限度とし、1泊分の支給上限を￥12,000とする。

(3) 学会発表（ポスターセッションを含む）の場合の学会参加登録料：実費

II 研究調査プログラム

1 趣旨・目的

大学院生の研究調査活動を支援し、ひいては大学院教育・研究を高度化、活性化することを目的とする。

2 内容

2019年4月～2020年2月に、研究調査活動を行うプログラム

3 募集件数 20件程度

4 助成金の上限額 ￥150,000

5 助成対象経費

研究調査を行うための次の経費

(1) 交通費：実費。経済的な通常の経路、交通機関を利用すること。

(2) 宿泊費：

現地宿泊費の実費。ただし、1泊分の支給上限を￥12,000とする。

(3) アンケート（インタビュー）調査経費：

協力者への謝礼、アンケート調査票印刷費・郵送料、Webアンケート利用料金を補助対象とする。

【応募条件】

以下のすべての項目に該当すること。

- (1) 大学院生が自ら計画を立て申請するプログラムであること。
- (2) 指導教員の承認を受け申請すること。
- (3) 2019年4月～2020年2月までに、国際学会での発表や参加、又は研究調査活動を行なうプログラムであること。
- (4) 本学の指定する研究倫理教育「APRIN e ラーニングプログラム」を受講していること。

※以下に該当する者は、このプログラムへの応募はできないので注意すること。

- ①独立行政法人日本学術振興会特別研究員に採用されている者。
 - ②休学中の者または今年度休学予定の者。(このプログラムに採用され助成を受けた後休学した場合は、助成金の全額又は一部の返還を求める場合がある)
- ※過年度、本プログラムの助成を受けた者が応募した場合は、審査に際し、他の者を優先することがある。

※「Ⅰ 海外研究プログラム」及び「Ⅱ 研究調査プログラム」に同時に応募することはできるが、両方のプログラムに同時に採択されることはない。

【応募方法】

1 申請書類の提出先

駿河台キャンパス：大学院事務室

生田キャンパス：理工学部事務室・農学部事務室

和泉キャンパス：教養デザイン研究科

中野キャンパス：中野教務事務室（先端数理科学研究科・国際日本学研究科）

※申請書類は、明治大学ホームページの大学院ページに掲載しているの、ダウンロードの上、指定書式への入力を原則とする。ただし、指導教員承認欄には、必ず指導教員による自署とする。

※学会のプログラムのコピー、調査予定機関への受入要請の通信記録、招待状等がある場合は添付すること。

※Oh-o!Meiji のアンケート機能で申請者情報（氏名、研究課題等）も入力（回答すること。（2019.4.8追加）

2 申請書類の提出期限

2019年4月18日（木）16:00

※所定の計画書等の申請書類は、書式を改変しないこと。文字のポイントや行間についての指定はないが、読み易いよう配慮すること。

【審査方法】

次の評定要素を踏まえ、申請書類による書面審査を行う。

- ・研究意義・目的の明確さ
- ・研究調査実施計画及び準備状況の妥当性
- ・資金計画経費の妥当性
- ・研究業績の評価

※海外研究プログラムについて

- ・研究発表を行う者を優先採択する。

【審査結果の発表及び助成金申請手続】

審査結果の発表：2019年5月下旬〔予定〕

発表は、採択された者の学生番号の掲示を行い、併せて採択された者へのメールによる通知を行う。

採択された者は、採択者説明会への出席、所定の手続きにより助成金を申請することとする。

【研究報告書の提出】

プログラムが採択され助成を受けた者は、所定の手続きにより研究報告書を提出すること。

なお、正当な理由なく所定の手続きにより研究報告書が提出されない場合には、助成金の全額又は一部の返還を求める場合がある。

また、このプログラムによる研究成果を公表する場合には、「明治大学大学院海外研究プログラム」又は「明治大学大学院研究調査プログラム」による助成を受け実施した研究調査に基づくことを明示すること。

【採択された場合の留意事項】

- (1) このプログラムによる研究・調査は、申請した計画書の内容に基づき実施すること。実施した研究・調査の内容が、計画書に記載された内容と異なる場合には、助成金の全額又は一部の返還を求める場合がある。
- (2) このプログラムによる研究調査を海外で実施する場合には、必ず各自で海外旅行保険に加入すること。なお、保険料は助成の対象とはならないため、自己負担とする。
- (3) このプログラムによる研究調査に際しては、原則として公共交通機関を利用すること。公共交通機関のない地域等で、やむを得ずタクシー・レンタカーを利用する場合には、別途「理由書」を作成のうえ、申請書に添付すること。
- (4) 採択されたプログラムのタイトル・概要等については、明治大学大学院のホームページ上に掲載する予定である。ただし、採択された者の氏名及び機密性を必要とする研究調査結果等は掲載しない。

※この制度は、次年度以降見直される可能性がある。

2019年4月1日
明治大学大学院